

「ボイラー及び圧力容器安全規則の解説(2022 年改訂版)」における

改正省令該当箇所

令和 5(2023)年 12 月 18 日、12 月 21 日及び令和 7(2025)年 4 月 1 日施行にて、
下記のとおり改正されました。

頁	改 正 前	改 正 後
76	4 電気ボイラー 電力設備容量 <u>20キロワット</u> を 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積	4 電気ボイラー 電力設備容量 <u>60 キロワット</u> を 1 平方メートルとみなしてその最大電力設備容量を換算した面積 施行日:2023 年 12 月 18 日
143	(ボイラー室の出入口) 第 19 条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う <u>労働者</u> が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。 【解説】～これは、非常の際にボイラーを取り扱う <u>労働者</u> が容易に避難することができるようにするためである。	(ボイラー室の出入口) 第 19 条 事業者は、ボイラー室には、二以上の出入口を設けなければならない。ただし、ボイラーを取り扱う <u>者</u> が緊急の場合に避難するのに支障がないボイラー室については、この限りでない。 【解説】・・・これは、非常の際にボイラーを取り扱う <u>者</u> が容易に避難することができるようにするためである。 施行日:2025 年 4 月 1 日
166	(ボイラー室の管理等) 第 29 条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を <u>行わなければならない</u> 。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所には、 <u>関係者以外の者がみだりに立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に掲示</u> すること。 2～5 (略) 6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に <u>すき間</u> が生じたときは、 <u>すみやかに</u> 補修すること。 【解説】～ボイラーとれんが積みとの間に <u>すき間</u> があったりすると火災の原因になったり、～	(ボイラー室の管理等) 第 29 条 事業者は、ボイラー室の管理等について、次の事項を <u>行わなければならない</u> 。 1 ボイラー室その他のボイラー設置場所に関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、 <u>禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示</u> すること。 2～5 (略) 6 燃焼室、煙道等のれんがに割れが生じ、又はボイラーとれんが積みとの間に <u>隙間</u> が生じたときは、 <u>速やかに</u> 補修すること。 【解説】～ボイラーとれんが積みとの間に <u>隙間</u> があったりすると火災の原因になったり、～ 施行日:2025 年 4 月 1 日

頁	改 正 前	改 正 後
218	(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第 62 条(略) 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第 6 条第 17 号の作業で、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)又はガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(該当作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第 119 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるもので特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けたものに限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。	(第一種圧力容器取扱作業主任者の選任) 第 62 条(略) 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、令第 6 条第 17 号の作業で、<u>自動車用燃料装置(圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号))に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車(同法第 58 条第 1 項に規定する検査対象外軽自動車を除く。))であつて、同法第 2 条第 5 項に規定する運行の用に供するものに限る。)</u>の燃料装置のうち同法第 41 条第 1 項の技術基準に適合するものをいう。第 125 条において同じ。)に用いられる第一種圧力容器及び電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)又はガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)の適用を受ける第一種圧力容器に係るものについては、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者(当該作業のうち化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第 119 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者で特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けたものに限る。)のうちから、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。 施行日:2023 年 12 月 21 日

頁	改 正 前	改 正 後
300	(適用除外) 第 125 条 次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。 一 (略) 二 高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第 49 条から第 54 条まで、第 56 条から第 60 条まで、第 64 条、第 67 条、第 68 条、第 72 条から第 84 条まで、第 88 条、第 89 条、第 90 条の 2、第 94 条及び第 96 条	(適用除外) 第 125 条 次の各号に掲げるボイラー、第一種圧力容器又は第二種圧力容器については、当該各号に掲げるこの省令の規定は、適用しない。 一 (略) 二 <u>自動車用燃料装置に用いられる第一種圧力容器又は第二種圧力容器及び</u>高圧ガス保安法の適用を受ける第一種圧力容器又は第二種圧力容器 第 49 条から第 54 条まで、第 56 条から第 60 条まで、第 64 条、第 67 条、第 68 条、第 72 条から第 84 条まで、第 88 条、第 89 条、第 90 条の 2、第 94 条及び第 95 条 施行日:2023 年 12 月 21 日